

人クローン胚の作成・利用に関する暫定的結論の提案

平成16年6月23日

生命倫理専門調査会長 薬師寺泰蔵

1. 人クローン胚の作成・利用に関するこれまでの議論を踏まえると、「現時点において人クローン胚を用いた再生医療への見通しが確実ではない」、「人にこれを用いたときの安全性に関しても問題がある」等とする意見があるとしても、ヒト胚を尊重するという基本原則に反しない限りにおいて、医学による福利を求める人々の希望に応えるためには、社会選択として、臨床応用の段階ではない基礎的な研究に限っては、人クローン胚の作成・利用に道を開くことを基本的立場とせざるを得ないと考えます。
2. しかし、現時点で解禁を判断すべきではないとの「モラトリアム」を主張する委員からの指摘にも、耳を傾けざるを得ないものがあり、これらに配慮し、これを尊重する必要があると考えます。このため、人クローン胚の管理に万全を期すとともに、人クローン胚の再生医療における利用の安全性と社会的影響を慎重に検討しつつ基礎的な研究を進めるべく、別紙の暫定方針案を提案します。
3. 本暫定方針案について、専門調査会として同意いただければ、これを踏まえて報告書案を準備することとし、最終的には、専門調査会の報告書案として、再度お諮りすることとしたいと思います。

(別紙)

報告書案作成に向けた人クローン胚の作成・利用に関する暫定方針(案)

1. 人クローン胚の作成・利用に関する基礎的な研究の推進は、再生医療の実現につながる場合には、我が国の医療体系を一変させる程大きな恩恵を有する可能性がある一方で、動物実験における安全性等の不安も大きく、我が国の社会、更には人類全体にも大きな影響を与え得るものと考えられる。
2. したがって、このような医療技術の研究は、その時代の生命倫理観や科学的知見を十分勘案し、一定の規制の下に、国として慎重かつ段階的に進める必要がある。
3. このため、人クローン胚の作成・利用について、臨床応用の段階でない基礎的な研究に限り容認することとし、その実施に向けて扉を開くこととするが、以下の枠組みが整備されるまでの間はモラトリアムとする。
 - (1) クローン人間が産み出されることの事前防止等、人クローン胚の管理に万全を期すとともに、未受精卵の入手を制限し、提供女性を保護するための制度的枠組みの整備。
 - (2) 人クローン胚を用いた再生医療に向けた研究を進める意義について科学的検証を続ける枠組みの整備。この科学的検証は、人クローン胚に関する研究成果のみならず、動物を用いた研究や体性幹細胞研究の成果も含めた広範な知見に基づいて行うものとする。また、この結果に基づいて必要な場合には、研究中止の勧告も行い得るものとする。
4. これらを満たすためには、人クローン胚の作成・利用は、当分の間、研究能力や設備等が十分整った限定的な研究機関において実施されるべきと考える。